

指定管理者募集要項等に関する質問書と回答

No.	資料	件名	質問	回答
	頁・項目			
1	募集要項 P 6 6経理に関する 事項(1)①	本部経費(法人事務費) の算定について	本部経費(法人事務費)の算定根拠となる法人全体事業費とは、法人に関わる全ての経費(人件費、法人税等を含む)と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式6-9に本部経費の算定根拠を記入いただき、算定根拠となる資料も添付してください。
2	募集要項 P 6 6経理に関する 事項(1)①	本部経費(法人事務費) の算定について	法人全体事業費から経費割合を算出とありますが、経費割合の算出根拠は何を基準に算出すればよろしいでしょうか。 例) ・売上での按分 ・人件費での按分	経費割合の算出根拠は、申請者の提案事項とします。 経費割合の考え方、算定の妥当性、経費の効率性も提案事項となります。 様式6-9に本部経費の算定根拠を記入いただき、算定根拠となる資料も添付してください。
3	管理運営の基準 P 10 8修繕業務	小規模修繕費について	運営に支障を来す複数の小規模修繕が発生し、合計額が想定以上に多額(予算超過)となった場合の取扱いをご教示お願いいたします。	修繕内容等について、区と指定管理者の事前協議により判断します。
4	その他 様式7-1	採用広告費の計上について	労働者人口の減少に伴う採用難の時代の中、待遇の低い福祉業界の採用は年々困難を極めているため、採用費を使わなければ採用がほぼ不可能となっております。安定した採用を継続するために採用費を計上しても問題はないでしょうか。	指定管理料は、施設の管理運営費・維持補修費を基本に必要な経費を算出しています。 人員の確保は、法人が取り組む課題と考えますので、本部経費(法人事務費)の中でご提案ください。
5	その他 様式7-2	人件費について	労働報酬下限額は毎年上がるものだと認識していますが、それを想定した上で人件費の見積もりをしても支障はないでしょうか。	令和9年度の人件費においては、「江戸川区公契約条例第21条第2項の規定」に基づく、労働報酬下限額に定める金額を適用しますが、令和10年度以降は法人の賃金規程等に従って人件費をご提案ください。